

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

南海トラフ地震・首都直下地震をはじめ、いつどこで発生するかわからない大規模・広域・複合災害に対して、「想定外」という事態を繰り返さないためには、過去の災害や復興対策から得た教訓等を最大限生かさなければならない。

政府の地震調査委員会が公表した南海トラフ地震の30年以内の発生確率は「70～80%」に引き上がり、首都直下地震等も含め、刻一刻と国難レベルの巨大地震の発生が迫っており、国力を最大限投入するための体制の整備が必要となっている。

また、大規模・広域・原子力複合災害である東日本大震災は、その発生から8年目を迎えても、全国の避難者数は依然多数に上り、復興に向けたまちづくりや住宅再建は道半ばの状況にあることから、これからも息の長い支援を継続する必要がある。

このため、大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据えた対策の強化・充実を図ることが急務となっている。

については、国、都道府県、市町村、事業者、医療・福祉関係機関、NPO、住民等全ての主体が力を結集し、あらゆる災害に負けない国を創り上げることができるよう、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 災害への備えから復旧・復興までを担う「防災省（仮称）」の創設等

大規模災害に備えるためには、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから復旧・復興までを担う「防災省（仮称）」の創設等、国として一元的に緊急時対応を行える体制を構築すること。

また、複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(2) 防災・減災対策推進のための包括的な財政支援制度の創設等

大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮、国土強靱化をめざし、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据え、自由度の高い施設整備交付金の創設など、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

また、防災・減災対策を着実に推進するため、当初予算において十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、補正予算においても積極的に措置すること。

さらに、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を行うこと。

(3) 大規模災害を想定した事前復興制度の創設

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うこと。

(4) 南海トラフ地震・首都直下地震の特別措置法等に基づく施策の迅速な実施及び予算措置

南海トラフ地震及び首都直下地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置等を図ること。

特に「特別強化地域」や「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の充実や、新たな財政支援制度を創設すること。

さらに、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始される中、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループの報告を踏まえ、地域で迅速、適確な対応が可能となるよう、早急に新たな防災対応に関するガイドラインや仕組み等を示すこと。

加えて、産業・雇用の中核であり、災害時にも重要な役割を担う石油コンビナートや石油・ガス貯槽基地における民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援を充実、強化すること。

(5) 医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための大規模地震時における医療救護体制の強化

南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震が発生すると、広範囲で多数の負傷者が発生するなど、医療需要が急増する一方、供給面をみると、水道や電気、ガスなどのライフラインの寸断や医療機関の損壊等により医療の供給が急減する。その際には、地震の揺れや津波などにより道路などのインフラが寸断され、傷病者の後方搬送や外部からの支援もすぐには望めない状況となる。この厳しい環境の中でも負傷者の命を救うため、定量的な分析を十分に行い、被災地外からの支援が到着し併せて搬送機能が回復するまでの間、被災地域の医療資源を総動員する体制づくりを計画的に進められるよう、医療機関の耐震化や資機材の整備、人材確保、医療従事者を孤立地域へ運ぶ仕組みの構築など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政面を含めた支援を一層強化すること。

また、全国的に災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)のチーム数を増やし、被災地外から早期かつ大量、継続的に投入できる体制の構築や、孤立地域に医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制の整備など、被害想定を踏まえながら国を挙げて人的・物的支援機能を強化すること。

(6) 包括的な適用除外措置の創設等

既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害さ

れないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。また、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化及び資金使途や期間制限等の撤廃など、必要な見直しを行うこと。

(7) 広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理をすること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

特に、熊本地震の教訓を踏まえ、支援物資の調達・輸送・配分などの情報を国、地方公共団体、民間事業者が共有し、連携して物流管理を行う仕組みを早急に構築すること。

(8) 応援職員等の広域応援・受援体制の確立

被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保や法制化等も含めて制度構築すること。また、「被災市区町村応援職員確保システム」の全国自治体への十分な周知と円滑な運用を図ること。さらに、同システムに基づく応援に留まらず、応援した自治体へ十分な財政措置を行うこと。

また、被災地での高齢化やマンパワー不足を念頭に、介護職員やボランティア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うこと。

(9) ICTを活用した広域応援・受援体制の構築

携帯電話位置情報等のビッグデータを活用した被災者の避難動向の把握やライフライン・インフラの被害・復旧に関する情報の共有を図るなど、災害時に国や地方公共団体、民間企業・団体等の間で、迅速かつ円滑に情報共有等を行う「災害情報ハブ」の仕組みを早急に構築すること。

特に、ICTやビッグデータを活用して避難動向やライフライン情報、インフラ情報等を連携させた効果的な仕組みを整備すること。

2 災害予防・減災対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、事前防災及び減災の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する必要がある。そのため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防・減災対策の取組を確実に推進することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 自助・共助を育む対策

災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、住民・地域等による「自助・共助」の取組が求められることから、地域防災力の向上に対する支援、半公半民の地域における防災まちづくりのリーダー設置の制度化をはじめとした防災分野の人材育成、各種共済制度や地震保険制度の充実など、住民が取り組む

防災対策を支援すること。

特に、地震対策の“入り口”と位置付けられる住宅の耐震化については、耐震化率の向上に向けた財政措置など、引き続き対策の継続・強化を図ること。

(2) 安全な避難空間の確保のための対策

障がい者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の支援のため、避難行動を支援するだけでなく、液体ミルクの配布など安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保を図ること。そのため、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援を講じること。また、近年の災害時に、有効な避難空間として機能した公園等のオープンスペースの整備推進のための支援について充実を図ること。

大阪府北部を震源とする地震を踏まえて、帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保に向け、その備蓄の推進に係る財政支援を行うとともに、事業者が一時滞在施設として協力しやすくなるよう発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設、駅周辺などで滞留する帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握できる手段の確保や、地震発生後の鉄道運行再開に関する情報等の発信のあり方について、国においても検討すること。また、外国人被災者（外国人住民・訪日外国人旅行者）などの安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、住民・来訪者の安全・安心を図ること。

(3) 災害に強いまちづくりを推進するための対策

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る地盤対策、木造住宅密集地域の改善を図ること。特に、災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や学校施設を含む避難所となる施設、医療施設や社会福祉施設等について、更なる耐震化や天井等落下防止対策をはじめとした非構造部材の耐震対策など災害の教訓に基づく対策を速やかに推進すること。

また、耐震改修促進法により耐震診断が義務付け対象となる建築物の更なる耐震化を促進するため、耐震対策緊急促進事業の延長を行うこと。

さらに、大阪府北部を震源とする地震を踏まえて、通学路、学校施設、避難路などの安全確保のために現行法令に適合しない又は危険な状態にあるブロック塀等の専門的な調査や、撤去・改修が必要であるため、木製フェンスの開発を含めた技術的支援や財政支援を行うこと。加えて、ライフライン（上下水道、ガス等）の強靱化に向け、法定耐用年数を超える上下水道管の更新・耐震化や、事業の広域化など基盤強化に必要な財政措置を拡充するとともに、早期復旧を可能とする全国の相互応援体制の確立等を行うこと。

(4) 緊急輸送道路等の公共インフラの整備

緊急輸送道路や港湾施設、鉄道施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図るとともに、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消など、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築のため、公共インフラの整備を早急に進めること。

また、加速するインフラ老朽化に対応する戦略的な維持管理・更新のため、必要な予算の確保等を含めた対策を講じること。

さらに、平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路」の指定に当たっては、地域の意見を反映するとともに、指定された道路の整備について

は、補助事業等による重点支援を行うこと。

(5) 防災体制の整備及び災害対応の人材育成

ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化など、災害時に必要な防災体制の整備を図ること。

大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)に止まらず、災害派遣福祉チーム(DCAT、DWAT)や二次救急医療機関等の幅広い職種を対象とした全国レベルの人材育成研修を各地で実施すること。

平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団員が全国で条例定数に満たない状況にあることから、その確保・育成に向けた財政支援等を強化すること。

(6) 孤立集落対策

土砂災害等により孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難のための臨時ヘリポートの整備や物資の備蓄など、孤立集落対策を行うこと。

(7) 災害に関する調査研究等の推進

地震津波、風水害や雪害、土砂災害等の予測精度の向上等を図ること。南海トラフ地震や首都直下地震等の観測施設の早期整備と段階的な運用により予測・観測体制の強化を行い、津波履歴調査並びに日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層(未確認断層を含む)の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表すること。

3 多様な災害対策の推進について

近年、日本列島は地震と火山の活動期に入ったと言われており、地震・津波、火山噴火による災害が続いている。さらに、台風、線状降水帯の発生による記録的な豪雨等と様々な災害に見舞われていることから、災害に強い国づくり、まちづくりを進めるため、多様な自然災害等に対する的確な対策を講ずることとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 風水害対策

河川、ダムの整備をはじめ水害防止対策の推進を図ること。また、平成29年九州北部豪雨では、土砂災害にとどまらず、立木等も一体になって流下し、被害の拡大をもたらす流木災害も顕著であったことから、それを踏まえて砂防堰堤等を含めたハード整備の予算拡充や補助率の嵩上げを図ること。同様に、平成30年7月豪雨では、土砂・流木の流出によって被害が発生したことから、土砂災害の専門家による調査などの技術支援を行うとともに、それを踏まえたハード・ソフト対策など総合的な対策を推進すること。さらに、「大雨警報」に対する危機意識の低下が懸念される中で、「大雨特別警報」の発表により早期避難を徹底するため、気象庁による観測・予測技術の向上を図るとともに、適切な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を早期に見直すこと。加えて、住民の避難行動にも深く関連することから、警報を含め

特別警報が持つ意味について住民に対し一層の周知を図ること。

(2) 火山防災対策

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火をはじめ、相次ぐ噴火を踏まえて、火山の観測や情報連絡体制、火山研究に関する人材育成などの一層の充実・強化を図るとともに、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。また、活動火山対策特別措置法の規定に基づく基本指針が示されたが、火山周辺地域における避難計画の策定が進んでいないことから、火山噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、これまで以上に財政支援及び技術的な支援を講じること。併せて、退避壕・退避舎等の避難施設の整備に関する手引きについても示されたが、設置主体及び費用負担等、整備のあり方について引き続き検討するとともに、登山者等への効果的な情報伝達についても速やかに検討すること。

(3) 雪害対策

近年、豪雪による被害が相次ぐ中、時間単位での予報の精度を高めて情報を提供するなど、防災気象情報の改善を図ること。特に、今年度は福井県での豪雪等による自動車の立ち往生や長時間にわたる通行止めが発生したことを踏まえ、このようなことが二度と起こらないよう各地での発生要因の分析・検証と再発防止策を講ずること。また、豪雪による通行止めや大規模な渋滞を回避するため、高規格幹線道路における暫定2車線区間の4車線化やソフト対策の強化等により、広域除雪に対応できる強靱な道路ネットワークを構築するとともに、前年度の除排雪経費を特別交付税の対象経費に算入するなど、増大する雪害対策費に対する財政支援を拡充すること。さらに、雪害対策のための設備強化は、地域鉄道事業者の経営に大きな負担であることから、豪雪地帯を運行する鉄道事業者の雪害対策については、補助率の嵩上げを行うこと。

加えて、積雪寒冷地域以外において、積雪寒冷地域と同程度の降雪が確認された場合には、道路除雪費用の緊急臨時的な増大を抑えるため、対象外地域でも国庫補助等の対象とすること。併せて、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり等を検討すること。

(4) 大規模な火事災害対策

新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を踏まえ、木造建築物が密集する地域における大規模災害への対応を強化するため、火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発等が進められているものの、消防力の整備指針の見直し等を検討するとともに、住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などに必要な財政措置を講じること。

4 発災後の総合的な復旧復興支援制度の確立について

1で述べた事前復興による取組のみならず、被災後の被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進し、加速化させるため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、現行の大規模災害からの復興に関する法律からさらに踏み込んだ、財政支援制度等の確立を含む復旧復興基本法（仮称）を整備

すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

(1) 発災後の計画的復興に対する支援

復興が計画的に、しかも円滑に進められるよう、東日本大震災や熊本地震対応のため講じられた特別な財政支援措置等で、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠なものについては、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

(2) 被災者生活再建支援制度等の住まいと暮らしの再建への支援

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。なお、現在、支給対象を大規模半壊から拡大する方向で検討しているところであり、国においても対象拡大について検討すること。

さらに、被災者生活再建支援基金については、東日本大震災や熊本地震などの被災者への支援金の支払いが継続していることにより、基金残高が僅少となっていることから、基金への追加拠出が早急に必要となっている。基金への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講じること。

これらに加えて、住まいの再建・確保に向けた相談支援や財政支援などを検討すること。

(3) 被災地の復興への支援

復旧復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃や災害査定等の一連の事務手続きの更なる効率化・迅速化及び事業期間制限の緩和など、災害の実情を踏まえ不断の見直しを行い、既存制度にとられない規定を創設すること。

また、熊本城などの国指定重要文化財等で、復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、人的かつ技術的支援を行うとともに、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

(4) なりわいや産業の復興への支援

地域経済の回復に不可欠な被災企業の早期再建や生産力強化、災害復興支援策として新規企業の誘致・立地・設備投資に必要な税制上の特例措置を講じること。

また、平成30年7月豪雨を踏まえ、大規模災害時には、商工業者が迅速に事業再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう、必要な支援を行うこと

もに、風評被害を防止するための正確な情報発信や誘客のための取組など観光産業に対する支援を行うこと。

(5) 災害救助法の見直し等

改正後の災害救助法の運用に関しては、大規模災害時に不可欠な都道府県の広域調整機能を確保するとともに、救助実施市の指定基準の具体化にあたっては、客観的で適切な基準となるよう都道府県の意見を十分に反映させること。

また、広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等も想定し、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。さらに、迅速かつ効果的な救助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。特に、国や被災自治体からの要請により派遣した応援職員に係る被害認定調査や罹災証明書の発行業務、応急仮設住宅の維持管理に係る経費等を対象とするよう、救助範囲の拡大を行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

(6) 災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築及び罹災証明制度の見直し

災害対策基本法改正により、適切な被災者生活再建支援を行うため、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成が法的に位置付けられた。近年の地震・風水害の実情を踏まえ、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、更なる住家被害認定調査の簡素化を図るとともに、被災者台帳システムに対し、構築と運用に係る財源を含めた支援制度を充実すること。

併せて、罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、被害認定に係る指針の見直し等を図ること。

5 原子力災害対策の推進について

平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い自治体の意見を十分に反映させること。

(1) 原子力安全対策の充実

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということとを前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、原子力規制委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳正な審査を

行うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

運転期間延長認可の審査結果については、国民に分かりやすく説明するとともに、事業者が行う安全対策に対し指導・監督を強化すること。

(2) 原子力防災対策の推進

ア 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が、未だ不明確であり、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、UPZ外においても必要に応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにすること。加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

イ 原子力災害対策指針においては、UPZ内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、長期化した場合を含め、対応方針をあらかじめ示すこと。

また、大規模地震との複合であっても、この仕組みが最適であるのか研究を行い、必要な措置を講ずること。

これら防護措置の考え方について、原子力施設の立地及び周辺自治体の住民をはじめとする国民に対し、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努めること。

ウ 避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講ずること。

エ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること。また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講ずること。

オ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、安定ヨウ素剤の緊急配布など住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。

カ 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むとともに、事業者に対し関係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。

併せて、都道府県域を超えるような広域的なUPZ内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。

- キ 重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援内容、指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- ク 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、UPZ外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。

6 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて万全の態勢を整備することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 北朝鮮情勢への的確な対応

これまでになく緊迫していた北朝鮮情勢が、米朝首脳会談を契機に外交的に解決することをめざした動きも見られるものの、現時点では、具体的な核燃料、弾道ミサイル等の廃棄の道筋が明確になっていないことから、北朝鮮に対する毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図ること。

(2) 国民保護対策の推進

原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

さらに近年、世界各国でテロ等が多発しており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、その脅威は日本も例外ではない。国民や来訪者の安全確保のため、放射性物質・爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化、NBCRテロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターの設置を始め、総合的なテロ対策を推進するための体制を整備すること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。